

いわき市農業委員会第37回総会議事録

会長 草野庄一は、令和6年3月27日（水曜日）午後1時00分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

1 出席者（計32名）

(1) 農業委員（22名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典		

(2) 事務局（10名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農地審査係 主査	吉田 早苗
農地調査係 主査	金成 聡司
農地調査係 主査	坂本 壮示
農地審査係 主査	福田 幸士
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者（計2名）

- 11 鈴木 理
- 20 坂本 和徳

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号11番鈴木理委員、議席番号20番坂本和徳委員となります。

現在、委員24名中22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第37回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号9番油座盛明委員、議席番号10番岡村泰典委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

本日、議案第4号「いわき市農業委員会事務局規程及びいわき市農業委員会農地台帳管理規程の改正について」を追加願います。

また、協議事項としておりました「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について」は、内容が報告のみであることから、協議事項ではなく、その他の事項で説明いたします。

議長
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。

なお、本日の総会には、農地利用最適化推進委員の皆様にも、ご出席頂いております。

質疑などで発言する場合には、必ず挙手のうえ、担当地区と氏名を名乗ってから、発言するようお願いいたします。

但し、農地利用最適化推進委員の皆様には、総会における議決権はありませんので、ご承知置きください。

それでは、議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

資料1及び資料2をお開き願います。

資料1「令和6年度最適化活動の目標の考え方について」説明致します。

令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を最重要業務として実施するとされ、令和4年度から、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行っております。

これについては、日々の活動、誠にお疲れ様です。

本日は、経営局長通知により、令和6年度の最適化活動の目標についてお諮りするものです。

なお、経営局長通知により、〇のひとつめ、最適化活動の目標は、「毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告する。」ものとされています。

これについては、昨年度も同様に3月中の総会において議決をいただいておりますが、〇のふたつめのおり、現時点で、3月末時点の実数が明確でないことから、正しい目標値を設定することは困難であります。

しかし、農林水産省及び福島県の指導により、全ての農業委員会で3月末までに最適化活動に目標を設定することが示されていることから、現時点で確定できる数値目標で最適化活動の目標を確認いただき、後、正しい目標値を算出し、4月の総会並びに地区審議会において、各委員に説明をさせていただきたく存じます。

2ページをお開きください。

(1)農地の集積についてです。

これは、福島県が基本計画において設定した目標とするとされており、本市は、令和11年までに68%が集積目標となります。

各年度の目標数は、各農業委員会で設定できるとされており、昨年度同様に令和4年度と5年度を地域計画策定に係る準備期間とし、地域計画策定後を集積促進の期間として、数値目標をシミュレーションしております。

こちらは、令和5年度末の集積値がこれから発表されるため、それを踏まえて、数値を調整させていただく考えです。

次のページをお開きください。

(2)遊休農地の解消についてです。

令和3年度末時点での1号遊休農地の緑区分を5年間で解消すること、黄区分遊休農地は、工程表を策定し解消に努めること、令和5年度に新たに発生した遊休農地は令和6年度に解消することが目標の考えとして示されています。

そのため、緑区分の遊休農地の解消面積は、2年前に設定した313haの5分の1である、62.6haが固定値となります。

なお、令和5年度に新たに発生した遊休農地については、3月末時点のデータを用いて算出しますので、4月に訂正される見込みです。

(3)の新規参入の促進についてです。

直近3年間の権利移動面積の平均1割以上とされており、令和2年から4年度の平均である301.5haの1割である、30.2haを目標値として設定しています。

次のページをお開き願います。

(4)活動日数の目標についてです。

活動日数の目標については、昨年度は、令和5年3月の経営局長通知により、「前年度の活動日数の実績が目標として設定した活動日数を上回った場合、当該実績以上を活動日数の目標として設定するものとする」とされ、本市農業委員会では、月17日を目標値として設定しました。

その後、令和5年5月29日付5経営第591号の経営局長通知により、目標設定にあたっては、前年度の活動日数の実績を踏まえて、意欲的な活動日数を設定するものとする、と改められました。

このため、令和6年度については、農業委員会系統組織である一般社団法人全国農業会議所の考えと、最適化交付金の評価日数に鑑み、月10日の目標を設定し、委員の皆様には、引き続き月15日以上活動を願います。

資料2については、令和5年度と6年度の目標値の比較になります。

事務局
(金成主査)

なお、色のついているセルの部分は、数値が確定しているものです。
活動日数目標はでは、只今の説明のとおりです。

この他、活動強化月間の設定目標については、3月活動強化月間を設定することとされており、昨年度同様に設定しています。

また、新規参入相談会への参加目標についても、昨年12月に鈴木義直委員、渡邊弘幸委員に参加いただきましたが、県主催の相談会へ委員が1名以上参加することが示されていますので、昨年度同様に設定しています。

目標値については、確定値でない部分もあり、総会において協議、お諮りすることに対してはなはだ失礼なものだと思いますが、農林水産省及び福島県の指示を踏まえ、4月に改めて正確な数値に改めますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「令和6年度業務計画の作成について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

【資料3】「令和6年度業務計画書(案)」をご用意願います。

前回の第36回総会において、概要について説明させて頂いたところです。

その後の委員の皆様からのご意見等はございませんでした。

なお、令和6年度の人事異動の関係で、新たな役職の職員の配置があったことから、資料1ページ「令和6年度いわき市農業委員会組織図」の下段の表2列目の最後の段において、主任事業推進員を追加させていただきました。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

議長
(草野会長)

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「令和6年度業務計画の作成について」は、原案のとおり可決いたします。

なお、【資料3】について、(案)の記載を削除願います。

次に、議案第3号「人事異動に伴う職員の任免について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

【資料4】「職員の人事異動、農業委員会発令」をご用意願います。

令和6年度の人事異動につきましては、転出者6名、転入者6名、昇任1名となっております。

始めに転出者についてです。

事務局長の矢吹敬直様がいわき市総合図書館館長として、農地審査係長の府川将人様が財政部資産税課償却資産係長として、事務局主査の吉田早苗様が勿来支所経済土木課主査として、事務局主査の福田幸士様が川前支所主査として、事務局主査の清水紀子様が内郷支所主査として、事務局主査の坂本壮示様が四倉税務事務所主査として、以上6名が転出されます。

次に転入者についてです。

事務局長として、総合政策部広報広聴課参事兼課長草野隆弘様、主任事業推進員として、農林水産部長渡邊伸一郎様、農地審査係長として、保健福祉部小名浜地区保健福祉センター保護第二係長蛭田祥久様、事務局主査として、保健福祉部保健所総務課主査坂本桂三様、同じく事務局主査として、農林水産部生産振興課主査櫛田秀則様、事務局主事として、財政部資産税課主事三浦向日葵様、以上6名が転入いたします。

最後に昇任についてです。

事務局次長中村祐一様が参事兼次長に昇任されます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「人事異動に伴う職員の任免について」は、原案のとおり可決いたします。

なお、本総会の全ての審議が終了しましたら、異動される職員の皆様をご紹介いたします。

次に、冒頭での説明のとおり、追加議案、議案第4号「いわき市農業委員会事務局規程及びいわき市農業委員会農地台帳管理規程の改正について」

議長
(草野会長)

て」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

追加議案書の1ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

【資料5】「いわき市農業委員会事務局規程及びいわき市農業委員会農地台帳管理規程の改正について」をご用意願います。

今回の改正の内容についてご説明します。

まず、「いわき市農業委員会事務局規程の一部改正」については、令和6年度の人事異動により事務局に主任事業推進員を配置するため所要の改正を行うものでございます。

併せて、農地調査係及び農地審査係の事務分掌を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、「いわき市農業委員会農地台帳管理規程の一部改正」については、住民基本台帳カードの発行が平成27年12月をもって終了し、現在は個人番号カードに移行していることから、農地台帳閲覧申請等に係る本人確認書類について、所要の改正を行うものでございます。

なお、住民基本台帳カードは発行後10年を有効期限としているため、現在でも有効期限内のものが存在しておりますが、「有効期限内の住民基本台帳カード」は「個人番号カード」とみなすこととされており、併記する必要はないこととされております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「いわき市農業委員会事務局規程及びいわき市農業委員会農地台帳管理規程の改正について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、その他に入ります。

冒頭での説明のとおり、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

【資料6-1～5】「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について」

⇒ 3月15日に開催した「令和5年度第1回地区審議会幹事会」における協議内容等について、上記資料により説明（報告）した。

議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
23番 木幡委員	<p>【資料6-4】その他の事項の⑥「担い手の所得補償のバックアップ」について、ご質問いたします。</p> <p>これは、農林水産省の所得補償事業について、何らかのバックアップをするもの、またはしてもらうよう要望するものですか。</p>
事務局 (鯨岡係長)	<p>こちらにつきましては、頂いたご意見がそのまま「担い手の所得補償のバックアップ」ということでした。</p> <p>ご意見を頂いた委員さんに再度内容を確認して、詳しく文章化したいと思います。</p>
23番 木幡委員	<p>このままだと、何の目標なのか分からないのでよろしくをお願いします。</p>
議長 (草野会長)	<p>そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですので、事務局説明のとおりとします。</p> <p>そのほか、事務局及び委員の皆様から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>特にないようですので、ここで今回異動される職員の皆様をご紹介します。</p> <p>また、職員の皆様より、ご挨拶を頂きたいと思います。</p> <p>それでは、先ず転出される職員の皆様、前に起こし下さい。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>⇒ 転出職員を紹介</p> <p style="text-align: center;">【転出職員が一言挨拶】</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、転入される職員の皆様、前に起こし下さい。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>⇒ 転入職員を紹介</p> <p style="text-align: center;">【転入職員が一言挨拶】</p>
議長 (草野会長)	<p>以上をもちまして、いわき市農業委員会第37回総会を閉会いたします。</p>

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について	原案のとおり可決
第2号	令和6年度業務計画の作成について	原案のとおり可決
第3号	人事異動に伴う職員の任免について	原案のとおり可決
第4号	いわき市農業委員会事務局規程及びいわき市農業委員会農地台帳管理規程の改正について	原案のとおり可決

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後2時30分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

9 油座 盛明

10 岡村 泰典